

令和元年度 さいたま市立七里中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識の下、本校の学校教育目標である「輝く笑顔 誇れる学校」に基づき、全生徒が明るく楽しい学校生活を送ることができるように、相手の立場になって考える「思いやりの心」の育成に努めている。また、近年では、ネット上でのトラブルからいじめに発展するケースも少なくない為、自分の言動の善悪を正しく判断する力の育成も必要不可欠であると考えます。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組み、いじめが起きない学校・いじめを許さない集団をつくるために「さいたま市立七里中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 いじめる生徒に対し、そのいじめの背景を探りながらも毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、SCやSSW、専門機関との連携を密に行う。
- 3 いじめの早期発見・早期対応に努め、特定の教員が情報を抱え込まず、情報の共有化を確立し、組織的に対応する。
- 4 いじめの早期解決に向けて、該当生徒の立場に立って安全を確保するとともに、保護者・関係機関・SC・SSWとの連携を密にする。
- 5 生徒が主体的に活動し、よりよい人間関係をつくり、所属感・存在感の高揚が図れるように努める。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談等により確認をする。） |
|---|

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員、SC、SSW、七里地区自治会連合会長、青少年育成七里地区会長、大宮東警察署生活安全課少年係長、七里公民館長、県立大宮東高等学校長、主任児童委員、PTA顧問、PTA会長
- (3) 開催
 - ア 定例会 各学期1回開催
 - イ 校内委員会 生徒指導教育相談委員会と兼ねて開催（毎週）
 - ウ 臨時部会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催
- (4) 内容
 - ア 学校基本方針に基づく取組の実施・進捗状況の確認と定期的な検証
 - イ 教職員の共通理解と意識の啓発
 - ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識の啓発
 - エ いじめの未然防止のためのいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
 - オ いじめの早期発見・事案対処のための問題行動に係る情報収集と記録、共有
 - カ いじめに対する継続的な指導への意見交換
 - キ 構成員の決定
 - ク 重大事態への対応

2 いじめ対策生徒委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団づくりやいじめが起きない学級・学校づくりを目指し、いじめ防止への取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会長、生徒会副会長、生徒会役員、学級委員、各専門委員会委員長7名
- (3) 開催：中央委員会と兼ねて、いじめ撲滅強化月間（6月）、教育相談強化月間（11月）に開催
3学期においては、3月の全校集会前の中央委員会において開催
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた取組の企画
 - イ いじめ撲滅に向けた取組の実施
 - ウ いじめ撲滅に向けた取組の検証とそれに基づく新たな企画

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 全教育活動から

ア いじめの問題について考え、いじめを許さない集団づくりをする生徒を育むため、全ての教育活動において「道徳的視点」を意識し、意図的・計画的な実践に努める。

イ 「人権」・「生命」・「心」を大切にすることを意識を啓発するような活動、掲示物やたよりを実践する。

(2) 道徳の時間から

ア 道徳の時間の確保及び指導内容の充実を図り、一人ひとりの道徳的実践力の育成に努める。

イ 「いじめ撲滅強化月間」に「B 主として人との関わりに関すること」「C 主として集団や社会との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

いじめ撲滅強化月間実施要項に基づき、生徒の実態に合わせて取り組む。

○いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり

○生徒会を中心としたいじめ撲滅に向けた学校スローガンづくり

○生徒会を中心とした全校集会でのいじめ撲滅啓発劇の実施

○朝礼等での校長講話

○「心と生活のアンケート」や簡易アンケートの実施

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

○温かい人間関係を醸成するために構成的なグループエンカウンター等のエクササイズを実施する。

○「相手が元気の出る話の聞き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイングを繰り返して行うことにより、相手と円滑に話ができるようなスキルの定着を図り、いじめを未然に防止する。

○「人間関係プログラム」に係る掲示物・資料等の工夫により、効果的にスキルが定着できるような環境整備に努める。

(2) 直接体験の場や機会を通して

○各教科や道徳等教育活動全体を通して、意図的・計画的に学んだスキルを活用する直接体験の場を設定し、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

○「人間関係プログラム」に係る調査の結果を活用して、学級における生徒の状況やスキルの定着度を把握し、生徒一人ひとりに対する支援やいじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施

1年生	「ストレスを上手に発散しよう」	} さわやか相談員がゲストティーチャー 養護教諭がゲストティーチャー
2年生	「心だって風邪をひく」	
3年生	「自分の将来に自信を持って」	

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 非行防止教室の実施

○インターネットの専門家や警察署職員による講話の中で、SNSやラインについて犯罪の危険性があることや、いじめに発展してしまった事例等に触れていただき、トラブルの未然防止に努める。

- ・ 4月27日（土）3時間目 携帯安全教室（保護者にも公開）
- ・ 7月16日（火）5時間目 非行防止教室（保護者にも公開）

(2) 集会・朝礼時

○携帯・インターネット等に関する指導（SNSーライン、学校裏サイト等）

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

○赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとする。そしていじめのない集団づくりに努める。

2年生：2学期に実施【11月を予定】

7 「いのちの学習（性教育）」を通して【7月13日（土）実施】

○助産師を講師として招き、いのちの大切さを学ぶとともに、多くの方々のおかげで自分が今、存在していることに気付かせ、感謝の気持ちをはぐくみ、いじめのない集団づくりに努める機会とする。

1年生： 中学生の体の変化

2年生： 生命の誕生と家族の思い

3年生： 大人になる前に知ってもらいたいこと ～出産・性感染症～

8 国際教育を通して

○日本で学ぶ留学生の講話や交流活動などを通して、異文化に対する理解を深め、広い視野で物事をとらえる力を身につける。また、講師の生き方に関する講話を通して、自分の生き方を見つめなおし、いじめのない集団づくりに努める機会とする。

2年生で実施

9 保護者会との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・ 生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・ 気付いた情報を共有すること。
- ・ 情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：毎朝の健康観察時において一人ひとり呼名をして表情を観察する 等

- (2) 授業時：表情、姿勢、視線、ノート等への落書き、机の位置、作品への取組、忘れ物 等
- (3) 生活記録ノート：提出率、内容 等
- (4) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してのからかいやいじめ、職員室、図書室や保健室等への逃避 等
- (5) 給食時：机が離れる、食欲不振、極端な盛り付け、係や当番の押しつけ 等
- (6) 清掃時：独りぼっち、仕事の押しつけ 等
- (7) 部活動：無断欠席、組む相手がいない、荷物を持たせる、片づけの押しつけ 等
- (8) 登下校：朝遅刻しがち、独りぼっち、荷物を持たせる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施： 4月・8月・1月（年3回以上実施） *必要に応じての実施
- (2) アンケート結果：全教職員で情報を共有
- (3) アンケート結果の活用：二者面談・三者面談での活用、生徒指導教育相談委員会での検討、教育相談部会での検討、全教職員で情報を共有、面談結果は記録をとり保存

3 毎月の「いじめに係る状況報告」の活用

- (1) 簡易アンケートや毎週の生徒指導教育相談委員会で情報を共有し、「いじめに係る状況報告」（毎月報告）に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談月間・週間の実施

- (1) 5月と11月を教育相談月間として、教育相談の充実を図る。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ①学校公開週間の実施
 - ②全校三者面談の実施
 - ③さわやか相談室の充実 「相談室だより」の発行
 - ④スクールカウンセラーとの相談

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：
 - 3年生 年2回（5月・11月）教育相談月間に合わせて実施
 - 1・2年生 年3回（5月・11月）教育相談月間、家庭訪問（7月）に合わせて実施
- (2) アンケート結果の活用：三者面談や家庭訪問時で活用する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：担当地域における情報の提供
- (2) 学校評議員・学校関係者評価委員：年3回（学期に1回）さまざまな立場の方からの情報提供
- (3) チャレンジスクール指導者：PTAや地域の方からの情報の提供
- (4) 生徒に関する連絡会 1学期・2学期の終業日に開催

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

<校長>

- ①情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
- ②構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

<教頭>

- ①情報を集約・整理をする。
- ②いじめ対策委員会で情報を共有化し、今後の対応や役割分担を確認する。
- ③教育委員会との連絡・調整にあたる。

<教務主任（主幹教諭）>

- ①教頭を補佐し、情報を集約・整理をする。

<担任>

- ①事実確認のための情報収集を行う。
- ②いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- ④周りの生徒や学級等にいじめを許さないという意識を高めるための指導を行う。
- ⑤いじめられた生徒やいじめた生徒の保護者へ連絡し、事実説明・指導経緯・今後の協力要請について説明する。

<学年担当>

- ①担任を補佐し、事実確認のための情報収集を行う。
- ②収集された事実をもとに、他の学級の生徒への聞き取りと指導を該当の担任に促す。
- ③保護者への事実説明・指導経緯・今後の協力要請を該当の担任に促す。

<学年主任>

- ①担当する学年の生徒の情報収集に当たる。
- ②担当する学年が組織的に対応できるよう指揮する。
- ③他学年の生徒が関係する場合、学年主任間で連携して指導に当たる。
- ④必要に応じ、学年担当と連携を取り、保護者への事実説明・指導経緯・今後の協力要請を該当の担任に促す。
- ⑤校長（教頭）に報告し、情報を共有し、指示を仰ぐ。

<生徒指導主任>

- ①生徒の情報を把握できるような体制づくりをする。
- ②生徒の情報を全教職員に共有できるような体制づくりをする。
- ③他の学校等と連携が必要な場合、学校の窓口となり関係者間の連絡・調整を図る。

<教育相談主任>

- ①収集された情報を確認し、組織的な指導ができるよう対応する。

<特別支援教育コーディネーター>

- ①特別な配慮が必要な生徒が関係した場合、担任等の関係者と連絡・調整に当たる。
- ②問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

<養護教諭>

- ①担任と連携し、情報の提供・収集を行う。

<部活動の顧問>

- ①担任と連携し、事実確認のための情報収集を行う。
- ②部活動でのいじめであれば、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③部活動でのいじめであれば、担任と共にいじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

<さわやか相談員>

- ①担任と連携し、事実確認のための情報収集を行う。
- ②生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

<スクールカウンセラー>

- ①専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。

<保護者>

- ①家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は直ちに学校と連携する。

<地域>

- ①いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

ア「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。

- #### ア いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通して行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

（1）学校いじめ防止基本方針の周知徹底

問題発生後、迅速な教職員の共通理解・共通行動ができるよう意識を向上させる

（2）取組評価アンケートの実施、結果の検証

アンケートによる基本方針の見直しについて検討する。

2 校内研修

（1）生徒指導、教育相談、特別支援教育

○面接の基本的傾聴技法と演習（ロールプレイング・シェアリング等）

○ユニバーサルデザインを取り入れた教育の推進

（2）「学ぶ意欲」の育成 ～学習指導の充実～

○基礎基本の定着（習熟度別指導等の少人数指導の実践）

○授業規律の確立

○生徒を主人公とした、子どもに視点を置いた授業づくり

（3）情報モラル及びいわゆる「ネットいじめ」に係る研修

ア ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため

イ 回数 学期に1回（年に3回）

ウ 情報教育部と連携して、児童生徒の実態や発達段階に応じて内容を検討する。

エ 外部機関、教育委員会等と連携した研修を実施する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

（1）検証を行う期間：各学期

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定PDCAサイクルを行う。

（1）「取組評価アンケート」の実施時期：7月、11月（年2回）

（2）いじめ対策委員会の開催時期：5月、10月、2月（年3回）

（3）校内研修等の開催時期：6月、8月（年2回） 他、必要に応じて随時開催